

雲南地域 循環型社会形成推進地域計画

令和元年 12 月 10 日

島根県 雲南市・飯南町事務組合
(雲南市、飯南町)
奥出雲町

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	2
(2)	一般廃棄物等の処理の目標	3
3	施策の内容	6
(1)	発生抑制、再使用の推進	6
(2)	処理体制	7
(3)	処理施設等の整備	9
(4)	施設整備に関する計画支援事業	9
(5)	その他の施策	9
4	計画のフォローアップと事後評価	10
(1)	計画のフォローアップ	10
(2)	事後評価及び計画の見直し	10
	(添付資料1) 対象地域図	11
	(添付資料2) 目標の設定に関するグラフ等	12
	(添付資料3) 分別区分説明資料	18
	(添付資料4) 現有処理施設の概要	21
○様式1	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1	22
	(添付資料1) 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ	23
	(添付資料2) 地域内の施設の現況と予定(位置図)	31
○様式2	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2	32
	(地域内の計画事業を年度ごとにまとめたもの)	
○様式3	地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧	33
○参考資料様式7	計画支援概要	34

雲南地域 循環型社会形成推進地域計画

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名：雲南市・飯南町事務組合（雲南市、飯南町）、奥出雲町

面積：1,164.07 km²

人口：56,122 人（平成 30 年 10 月 1 日 現在）

（内 訳）

	行政区域内人口	面積
雲 南 市	38,634 人	553.18 km ²
飯 南 町	4,914 人	242.88 km ²
奥 出 雲 町	12,574 人	368.01 km ²
合 計	56,122 人	1,164.07 km ²

（資料）

・行政区域内人口：「住民基本台帳」H30.10.1

・面積：「平成30年全国都道府県市区町村別面積調」H30.10.1国土地理院

(2) 計画期間

本計画は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。なお、目標達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には、計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

飯南町、雲南市吉田町、掛合町の可燃ごみを委託している出雲エネルギーセンターへの委託処理が令和 3 年度末を目途に終了する。これを受け平成 26 年度に、「雲南市、飯南町可燃ごみ処理方針検討会議」を設置し、今後の可燃ごみの処理方法及び施設整備について検討した結果、令和 4 年度から概ね 10 年間は、雲南エネルギーセンターの延命化工事（劣化更新）を施したのちに組合管内可燃ごみの統合処理を行うこととした。さらに、令和 14 年度を目途に新可燃ごみ処理施設の整備を行う方針とした。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

雲南市に隣接する奥出雲町においても、施設の老朽化に伴う可燃ごみ処理施設の更新時期を迎えていることから、今後、雲南市・飯南町事務組合との可燃ごみの統合処理を検討していくものとする。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状（雲南市＋飯南町+奥出雲町）

平成 30 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 15,344 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 6,251 トン、リサイクル率 $\{=(\text{直接資源化量}+\text{処理後再生利用量}+\text{集団回収量})/(\text{ごみの総処理量}(\text{排出量})+\text{集団回収量})\}$ は 40.7%である。

中間処理施設による減量化量は 7,405 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 5 割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 11.2%にあたる 1,688 トンを埋立処分している。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 5,018 トンである。雲南エネルギーセンターでは、可燃ごみを固形燃料（RDF）として資源化している。

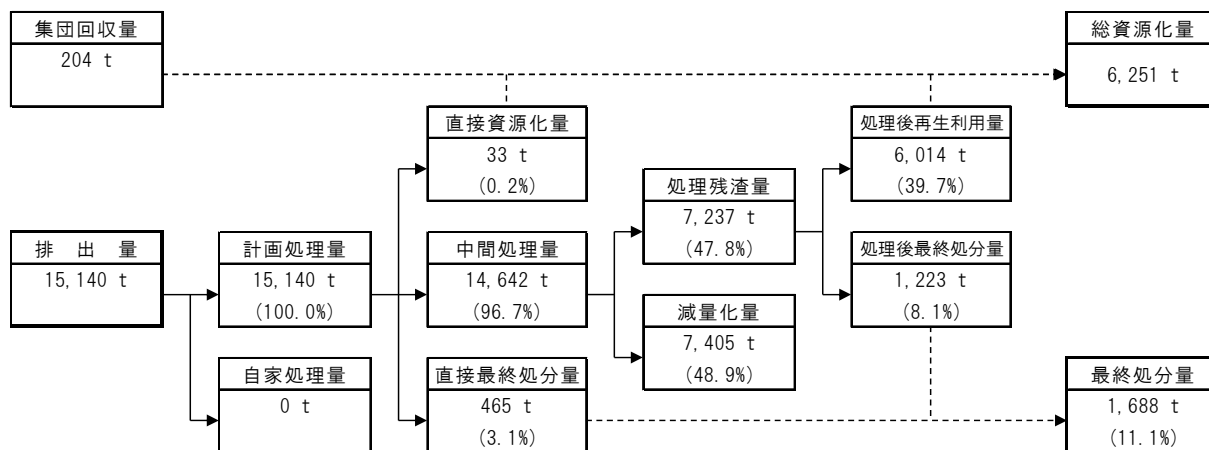


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標（雲南市＋飯南町＋奥出雲町）

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標・単 位		現状(割合 ^{※1}) (平成30年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和7年度)
排出量	事業系 総排出量	2,793 トン	2,410 トン (-13.7%)
	1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	0.50 トン/事業所	0.41 トン/事業所 (-18.0%)
	生活系 総排出量	12,347 トン	10,792 トン (-12.6%)
	1 人当たりの排出量 ^{※3}	136 kg/人・年	106 kg/人・年 (-22.1%)
合 計 事業系生活系排出量合計		15,140 トン	13,202 トン (-12.8%)
再生利用量	直接資源化量	33 トン (0.2%)	42 トン (0.3%)
	総資源化量(集団回収含む)	6,251 トン (40.7%)	7,193 トン (53.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)		未定 未定
減量化量	中間処理による減量化量	7,405 トン (48.9%)	5,009 トン (37.9%)
最終処分量	埋立最終処分量	1,688 トン (11.1%)	1,361 トン (10.3%)

※1 排出量は現状(H30)に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源化量)} / (事業所数)
・事業所数は過去の実績に基づく推計より、H30: 2,939事業所(推計)、R7: 2,767事業所(推計)とする。

・H30: (2,793t - 1,325t) ÷ 2,939事業所 = 0.50t

・R7: (2,410t - 1,282t) ÷ 2,767事業所 = 0.41t

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源化量)} / (人口)

H30人口は56,122人(実績)、R7人口は49,585人(推計)とする。

・H30: (12,347t - 4,722t) ÷ 56,122人 = 136kg

・R7: (10,792t - 5,550t) ÷ 49,585人 = 106kg

《用語の定義》

排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位: トン]

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh] 及び熱利用量[単位: GJ]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残渣量の差[単位: トン]

最終処分量 : 埋立処分された量[単位: トン]

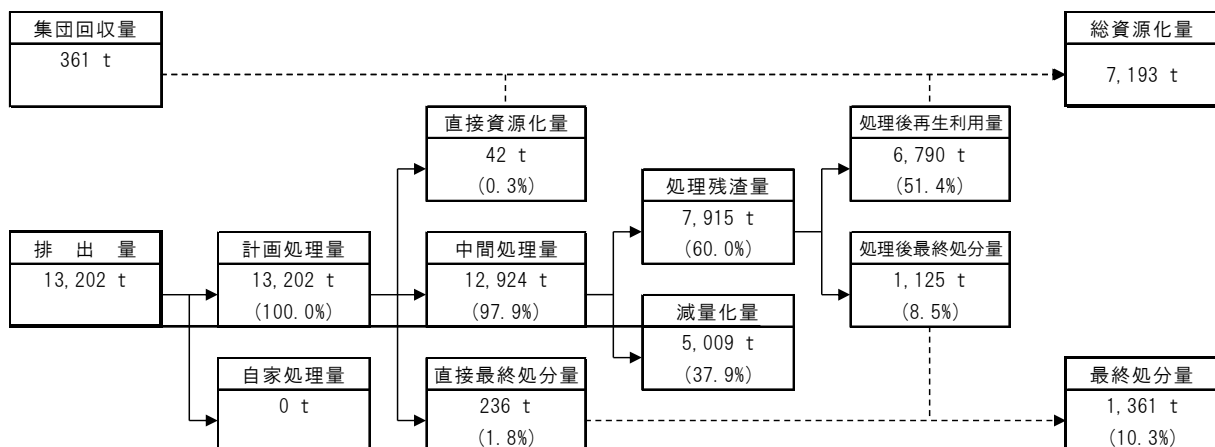


図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和7年度）

(参考) 減量化、再生利用に関する現状と目標 (市町別)

市町別	指 標・単 位		現状(割合 ^{※1}) (平成30年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和7年度)
雲 南 市	排出量	事業系 総排出量	2,191 トン	1,872 トン (-14.6%)
		1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	0.48 トン/事業所	0.41 トン/事業所 (-14.6%)
		生活系 総排出量	7,851 トン	7,125 トン (-9.2%)
		1 人当たりの排出量 ^{※3}	91 kg/人・年	78 kg/人・年 (-14.3%)
		合 計 事業系生活系排出量合計	10,042 トン	8,997 トン (-10.4%)
	再生利用量	直接資源化量	33 トン (0.3%)	42 トン (0.5%)
		総資源化量(集団回収含む)	5,632 トン (56.1%)	5,555 トン (61.7%)
	エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)		未定 未定
	減量化量	中間処理による減量化量	3,826 トン (38.1%)	2,790 トン (31.0%)
	最終処分量	埋立最終処分量	584 トン (5.8%)	652 トン (7.2%)

※1 排出量は現状(H30)に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源化量)} / (事業所数)

・事業所数は過去の実績に基づく推計より、H30:1,902事業所(推計)、R7:1,784事業所(推計)とする。

・H30: (2,191t - 1,280t) ÷ 1,902事業所 = 0.48t

・R7: (1,872t - 1,148t) ÷ 1,784事業所 = 0.41t

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源化量)} / (人口)

H30人口は38,634人(実績)、R7人口は34,937人(推計)とする。

・H30: (7,851t - 4,352t) ÷ 38,634人 = 91kg

・R7: (7,125t - 4,407t) ÷ 34,937人 = 78kg

《用語の定義》

排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位: トン]

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh] 及び熱利用量[単位: GJ]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残渣量の差[単位: トン]

最終処分量 : 埋立処分された量[単位: トン]

市町別	指 標・単 位		現状(割合 ^{※1}) (平成30年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和7年度)
飯 南 町	排出量	事業系 総排出量	247 トン	220 トン (-10.9%)
		1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	0.61 トン/事業所	0.27 トン/事業所 (-55.7%)
		生活系 総排出量	1,238 トン	1,005 トン (-18.8%)
		1 人当たりの排出量 ^{※3}	207 kg/人・年	92 kg/人・年 (-55.6%)
		合 計 事業系生活系排出量合計	1,485 トン	1,225 トン (-17.5%)
	再生利用量	直接資源化量	0 トン (-)	0 トン (-)
		総資源化量(集団回収含む)	266 トン (17.9%)	746 トン (60.9%)
	エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)		未定 未定
	減量化量	中間処理による減量化量	1,085 トン (73.1%)	417 トン (34.0%)
	最終処分量	埋立最終処分量	134 トン (9.0%)	62 トン (5.1%)

※1 排出量は現状(H30)に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源化量)} / (事業所数)

・事業所数は過去の実績に基づく推計より、H30:329事業所(推計)、R7:315事業所(推計)とする。

・H30: (247t - 45t) ÷ 329事業所 = 0.61t

・R7: (220t - 134t) ÷ 315事業所 = 0.27t

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源化量)} / (人口)

H30人口は4,914人(実績)、R7人口は4,274人(推計)とする。

・H30: (1,238t - 221t) ÷ 4,914人 = 207kg

・R7: (1,005t - 612t) ÷ 4,274人 = 92kg

《用語の定義》

排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位: トン]

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh] 及び熱利用量[単位: GJ]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残渣量の差[単位: トン]

最終処分量 : 埋立処分された量[単位: トン]

(参考) 減量化、再生利用に関する現状と目標 (市町別) つづき

市町別	指 標・単 位		現状(割合※ ¹) (平成30年度)	目標(割合※ ¹) (令和7年度)
奥 出 雲 町	排出量	事業系 総排出量	355 トン	318 トン (-10.4%)
		1 事業所当たりの排出量※ ²	0.50 トン/事業所	0.48 トン/事業所 (-4.0%)
		生活系 総排出量	3,258 トン	2,662 トン (-18.3%)
		1 人当たりの排出量※ ³	247 kg/人・年	205 kg/人・年 (-17.0%)
		合 計 事業系生活系排出量合計	3,613 トン	2,980 トン (-17.5%)
	再生利用量	直接資源化量	0 トン (-)	0 トン (-)
		総資源化量(集団回収含む)	353 トン (9.2%)	892 トン (26.7%)
	エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)		未定 未定
	減量化量	中間処理による減量化量	2,493 トン (69.0%)	1,802 トン (60.5%)
	最終処分量	埋立最終処分量	971 トン (26.9%)	647 トン (21.7%)

※¹ 排出量は現状(H30)に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※² (1 事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源化量)} / (事業所数)

・事業所数は過去の実績に基づく推計より、H30: 708事業所(推計)、R7: 668事業所(推計)とする。

・H30: (355t - 0t) ÷ 708事業所 = 0.50t

・R7: (318t - 0t) ÷ 668事業所 = 0.48t

※³ (1 人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源化量)} / (人口)

H30人口は12,574人(実績)、R7人口は10,374人(推計)とする。

・H30: (3,258t - 149t) ÷ 12,574人 = 247kg

・R7: (2,662t - 531t) ÷ 10,374人 = 205kg

《用語の定義》

排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位: トン]

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh] 及び熱利用量[単位: GJ]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残渣量の差[単位: トン]

最終処分量 : 埋立処分された量[単位: トン]

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

施策項目	実施主体	具体的内容	事業番号
ア 有料化	雲南市 飯南町 奥出雲町	生活系ごみにおいて有料指定袋制度とし、事業系ごみにおいて従量制によりごみ処理手数料を徴収している。今後も手数料単価について継続して調査を行う。	11
イ 環境教育	雲南市 飯南町 奥出雲町	環境省、島根県が提供する様々な教材、プログラム等の活用を推進する。 ごみ処理施設への見学を受け入れ、環境意識の向上を図り、排出抑制・分別の徹底を啓発する。	12
	雲南市 飯南町	出前講座の活用を推進する。	
	奥出雲町	学校などで環境学習の時間を取り入れ、幼少期から環境に対する意識啓発を図る。	
ウ 普及啓発	雲南市 飯南町 奥出雲町	ケーブルテレビやホームページ、パンフレット等、より多くの住民の目に留まるよう様々な媒体を活用した啓発活動を行う。 フリーマーケットや環境啓発イベントを開催しようとする住民・団体を支援し、リサイクルに関する啓発を行う。イベント開催時には、リユース食器等の使用を呼びかける。	13
エ 助成	奥出雲町	ふるさとづくり交付金は、ごみの排出抑制や再資源化等の活動にも利用できることを周知し、積極的な活用を呼びかける。	14
オ マイバック運動・レジ袋対策	雲南市 飯南町 奥出雲町	雲南地域のスーパーマーケット等では、レジ袋の有料化を実施している。 住民に対し、マイバックの利用を呼びかけ、レジ袋の有料化を実施していない小売店等に対し、レジ袋有料化への協力を要請する。	15
カ ごみ分別の推進	雲南市 飯南町	分別不徹底のごみは収集せず、排出者へ再分別を依頼する。	16
	奥出雲町	分別徹底の必要性について町民・事業者に周知し協力を得るため、説明会を開催する。	

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後〔事業番号 21〕

ごみの分別区分及び処理方法は、表 2 のとおりである。

今後も現状の分別収集を継続するが、収集・処理の効率化のため、更なる検討を行う。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後〔事業番号 22〕

今後とも家庭ごみの分別区分に準じ、処分を行う。収集・運搬については、事業者自らあるいは収集運搬許可業者によるものとする。

ウ 今後の処理体制の要点

- ・ 雲南市・飯南町事務組合（雲南市、飯南町）及び奥出雲町で可燃ごみの広域処理を行うために必要な調査、計画を行う。

表 2 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後
現 状 (平成30年度) (令和7年度)

市 町	分別区分	処理方法	主 体	処理施設等	処理実績 (トン)
雲 南 市 (大東町・加茂町・木次町・三刀屋町)	燃 や せ る ご み	RDF	雲南市・飯南町 事務組合	雲南エネルギーセンター	7,108
	資 源 ご み	保管			466
	ビ ン ・ カ ン				170
	陶 器 ・ ガ ラ ス 類	選別・埋立			1,045
	くつつ類・プラスチック類	選別・圧縮梱包			
	金属類 (小型家電)	選別・圧縮梱包			
	灰	破碎・選別			
	持 込 で き る ご み (粗大ごみ)	焼却			
	有 害 ご み				
	燃 や せ る ご み	焼却			2,209
雲 南 市 (吉田町・掛合町)・飯南町	資 源 ご み	選別・埋立	雲南市 (委託)	出雲エネルギーセンター	214
	古 紙 ・ 古 着	選別・保管			127
	金 属	破碎・選別			
	ガ ラ ス 類	選別・埋立			
	有 害 ご み	委託処理			
	持 込 で き る ご み (粗大ごみ)	焼却			189
	燃 や せ る ご み	焼却			2,809
奥 出 雲 町	空 き 缶	選別・圧縮梱包	奥出雲町	仁多可燃物処理センター	166
	空 き び ん ・ ガ ラ ス 類	選別・圧縮梱包			
	ペ ッ ト ボ ト ル	選別・圧縮梱包			
	プ ラ ス チ ッ ク 類	選別・圧縮梱包			
	不 燃 ご み	破碎・選別			169
	持 込 で き る ご み (粗大ごみ)	破碎・選別			469

市 町	分別区分	処理方法	主 体	処理施設等	処理実績 (トン)
雲 南 市 (大東町・加茂町・木次町・三刀屋町)	燃 や せ る ご み	RDF	雲南市・飯南町 事務組合	雲南エネルギーセンター	6,406
	資 源 ご み	保管			464
	ビ ン ・ カ ン				164
	陶 器 ・ ガ ラ ス 類	選別・埋立			916
	くつつ類・プラスチック類	選別・圧縮梱包			
	金属類 (小型家電)	選別・圧縮梱包			
	灰	破碎・選別			
	持 込 で き る ご み (粗大ごみ)	焼却			
	有 害 ご み				
	燃 や せ る ご み	RDF			1,818
雲 南 市 (吉田町・掛合町)・飯南町	資 源 ご み	選別・埋立	雲南市・飯南町 事務組合	雲南エネルギーセンター	229
	古 紙 ・ 古 着	選別・保管			90
	金 属	破碎・選別			
	ガ ラ ス 類	選別・埋立			
	有 害 ご み	委託処理			
	持 込 で き る ご み (粗大ごみ)	焼却			135
	燃 や せ る ご み	焼却			2,088
奥 出 雲 町	空 き 缶	選別・圧縮梱包	奥出雲町	仁多可燃物処理センター	438
	空 き び ん ・ ガ ラ ス 類	選別・圧縮梱包			
	ペ ッ ト ボ ト ル	選別・圧縮梱包			
	プ ラ ス チ ッ ク 類	選別・圧縮梱包			
	不 燃 ご み	破碎・選別			187
	持 込 で き る ご み (粗大ごみ)	破碎・選別			267

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設の整備

上記（２）の処理体制で処理を行うため、表３のとおり必要な施設整備を単独事業により行う。

表３ 整備する処理施設

事業番号	施設名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	いいしクリーンセンター リサイクルセンター	2.4 t /5 h	飯石郡飯南町都加賀 698-1	R3～R3

※基幹的設備改良工事により排水処理設備、積替・保管施設を更新する。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

可燃ごみ広域処理施設に関し、表４のとおり計画支援事業を行う。

表４ 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	エネルギー回収型廃棄物処理施設の集約化に係る基礎調査、基本構想策定等事業	集約化に係る基礎調査、 基本構想策定等	R2～R4

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、雲南地域（雲南市、飯南町、奥出雲町）における構成市町と連携を図りながら次の施策を実施していく。

ア 不法投棄対策〔事業番号 41〕

住民、警察等と連携し、不法投棄防止のための広報や看板設置などによる啓発やパトロールを継続して行う。

イ 在宅医療廃棄物対策〔事業番号 42〕

医師会や医療機関との連携を図り、適正処理を推進する。

ウ 水銀使用製品対策〔事業番号 43〕

回収ボックスの設置を検討する等、退蔵品の排出を促進し、可燃ごみへの混入を防止する。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項〔事業番号 44〕

各市町の地域防災計画に基づき処理を行う。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本地域では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、島根県及び国との意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

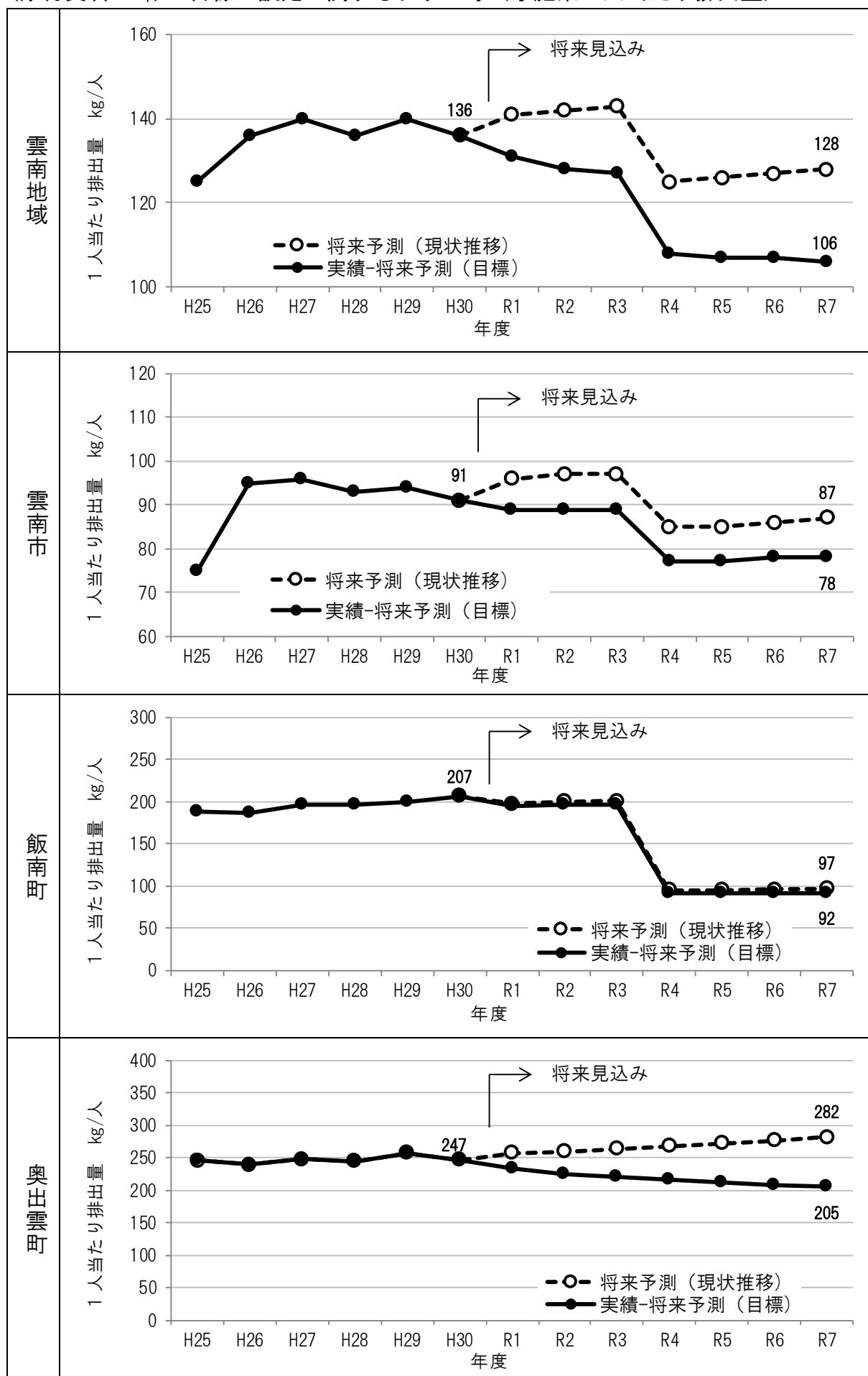
また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

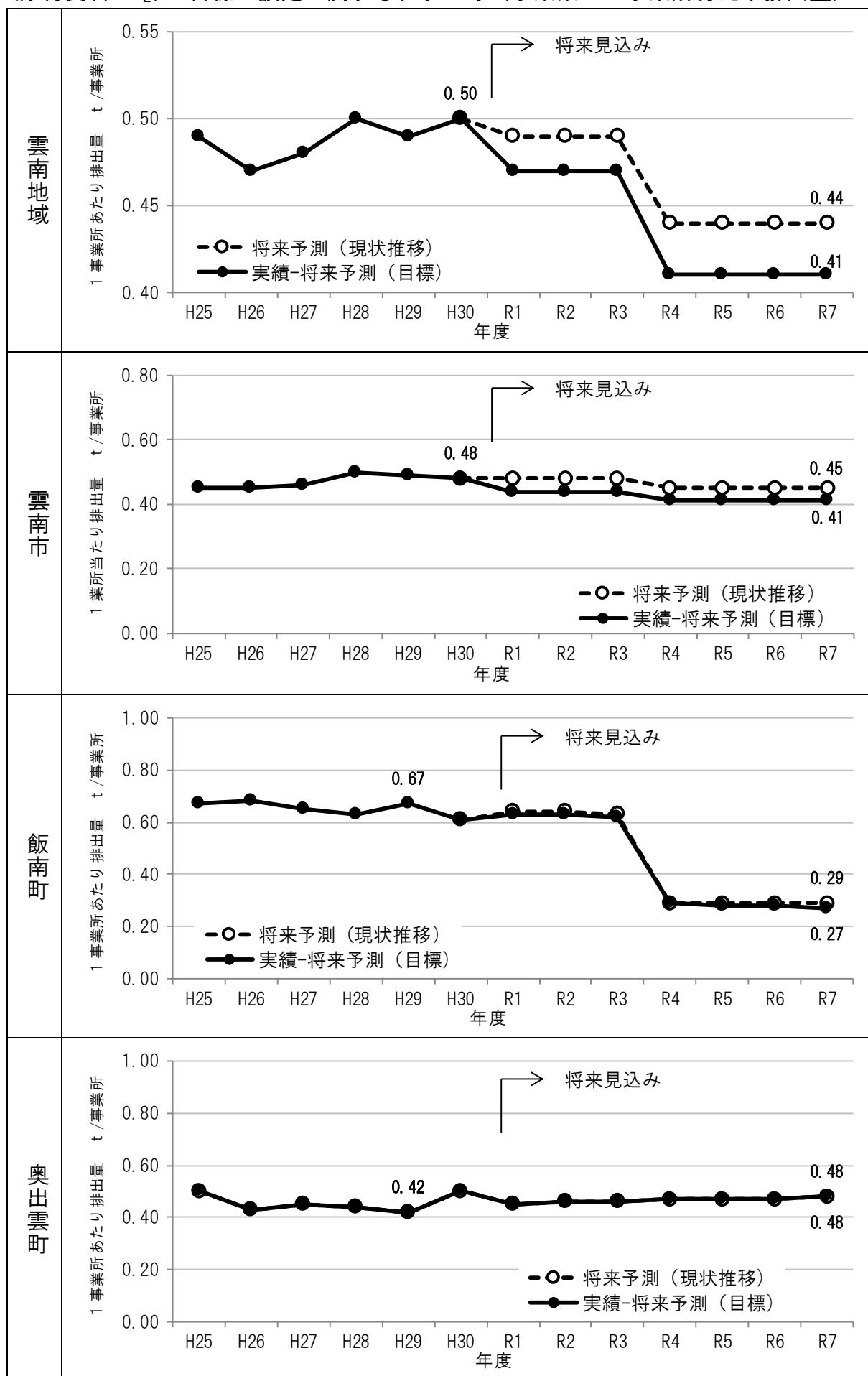
(添付資料 1) 対象地域図



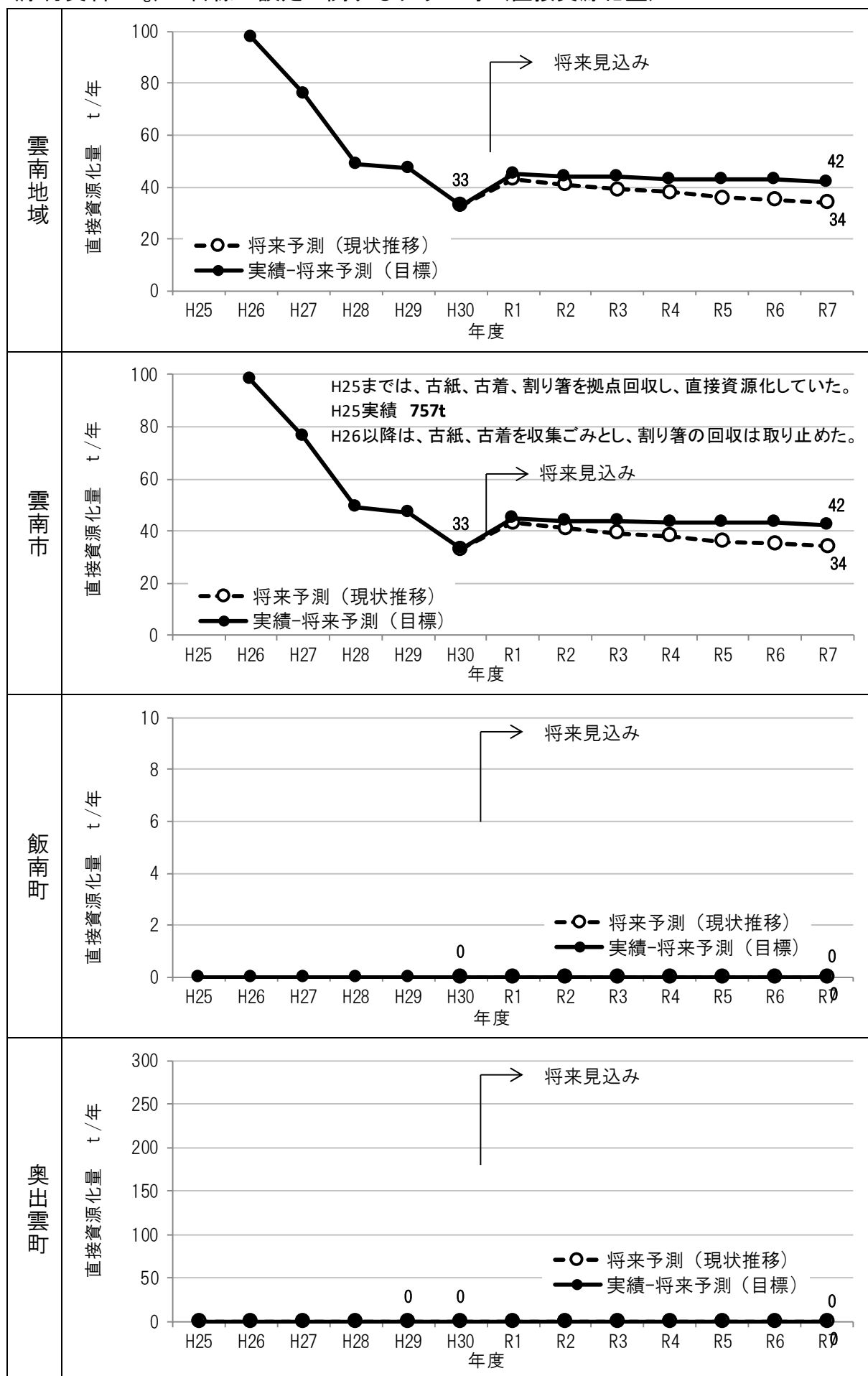
(添付資料 2-1) 目標の設定に関するグラフ等（家庭系 1 人当たり排出量）



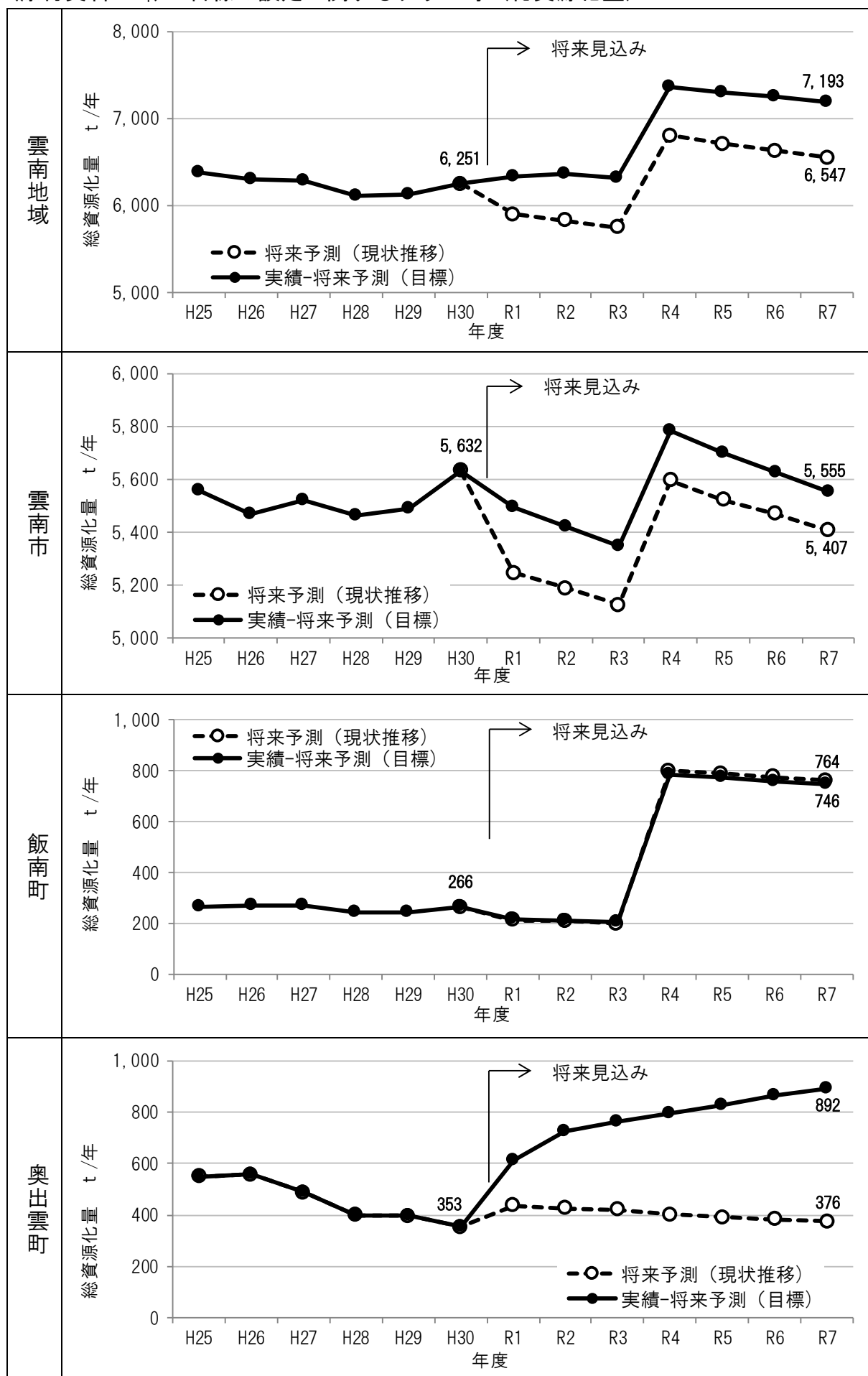
(添付資料 2-2) 目標の設定に関するグラフ等（事業系 1事業所あたり排出量）



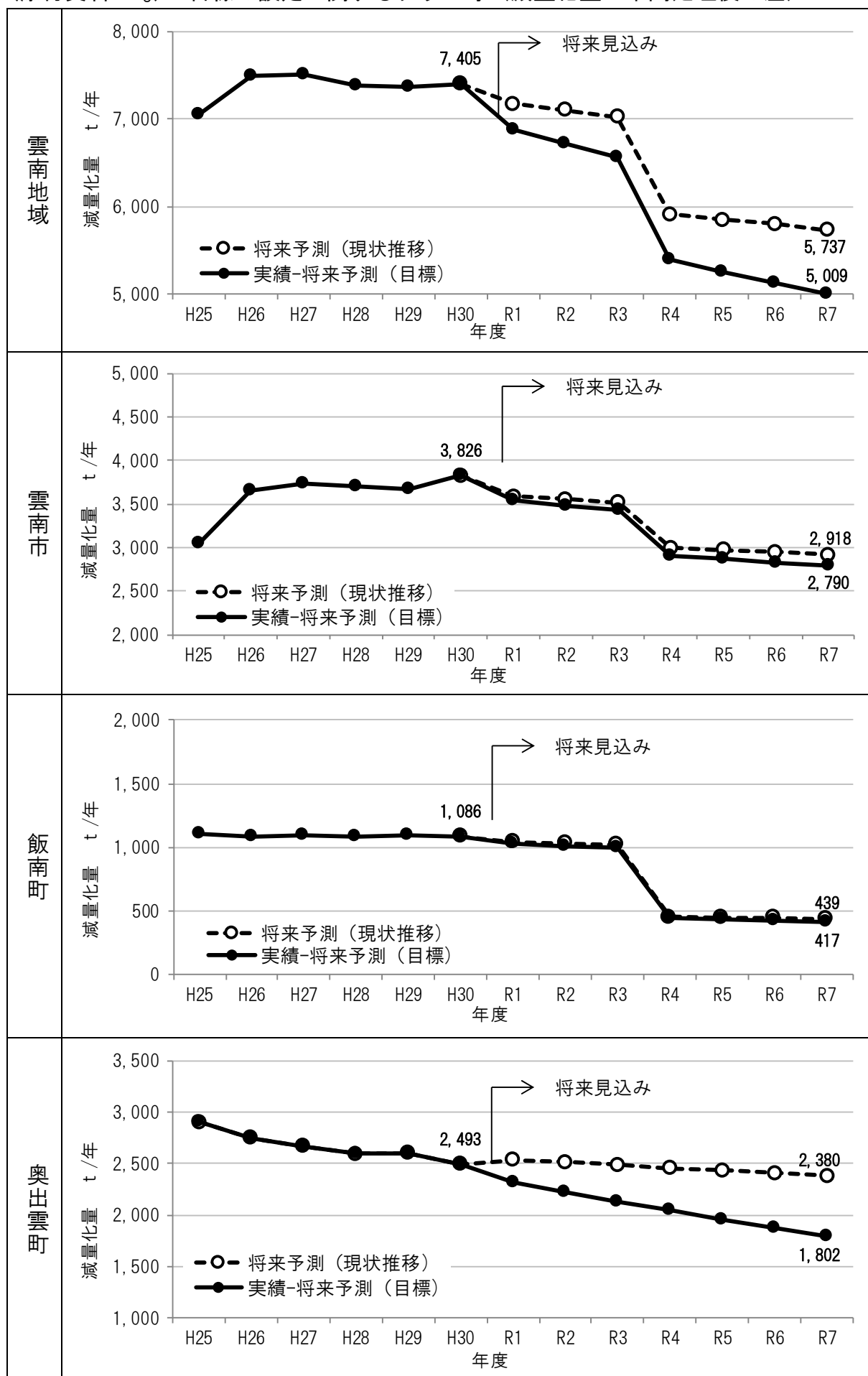
(添付資料 2-3) 目標の設定に関するグラフ等（直接資源化量）



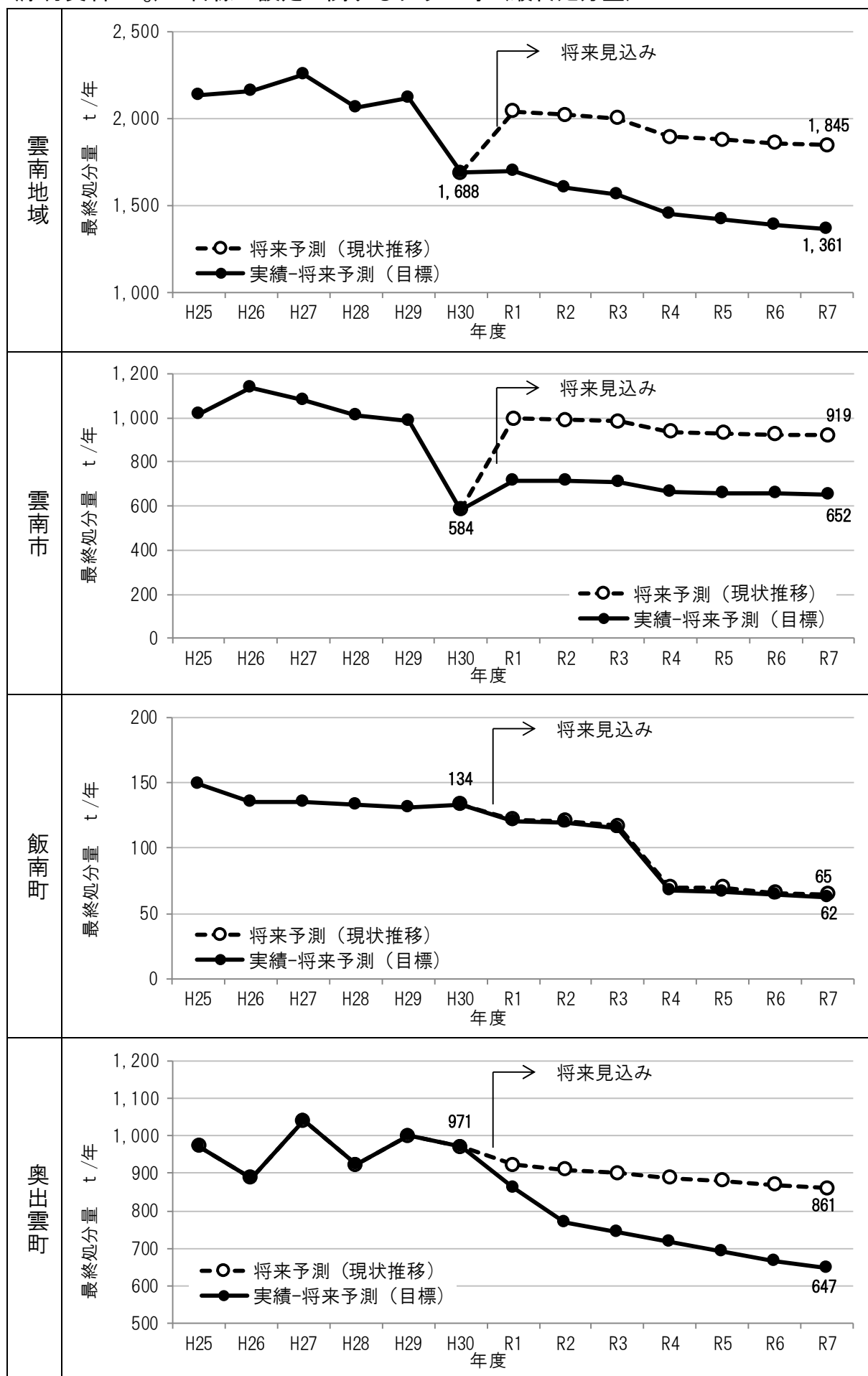
(添付資料 2-4) 目標の設定に関するグラフ等 (総資源化量)



(添付資料 2-5) 目標の設定に関するグラフ等（減量化量：中間処理後の差）



(添付資料 2-6) 目標の設定に関するグラフ等（最終処分量）



(添付資料3) 分別区分説明資料

(1) 雲南市・飯南町事務組合

雲南市のうち2町(吉田町、掛合町)及び飯南町では、7種分別とし、雲南市のうち4町(大東町、加茂町、木次町、三刀屋町)では、10種分別を採用している。

◆雲南市(吉田町、掛合町)及び飯南町の分別区分

いいしクリーンセンター				
分類		ごみの種類		注意事項
収集場所に出せるごみ	①燃やせるごみ	生ごみ、天ぷら油、ペットボトル、プラスチック類、食品トレイ、ぬいぐるみ、下着類・ゴム・革製品・くつ類、草・落ち葉、紙オムツ		- 燃やせるごみの中に金属類を絶対に入れないでください。 - 生ごみはよく水を切って出してください。 - 指定袋以外は収集しません。
	資源ごみ	②ビン・カン	カン類(飲み物(飲み薬含む)、食べ物が入っていた金属製の容器)、ビン類(飲み物(飲み薬含む)、食べ物が入っていたガラス製の容器) ※ペットフードの缶は「金属類」へ出してください。	- 資源ごみは飲料、食べ物用のカンとビンだけです。 - カンはつぶさず、ビンと一緒に出してください。 - 哺乳ビン、食用油缶(ビン)、化粧ビン、強化ガラスはそれぞれ「ガラス類」「金属類」へ。 - 指定袋以外は収集しません。
		③古紙類	新聞、雑誌・本類・カタログ、ダンボール、衣類、飲料用パック ※広告は「燃やせるごみ」へ出してください。	- 濡れているものは出さないでください。 1つの重さは10kg以内にしてください。 - ペンキや油で汚れた衣類は、「燃やせるごみ」に出してください。 - 布団や毛布は資源化出来ません。「粗大ごみ」へ。
	不燃ごみ	④金属類	小型家電、刃物類、傘の骨、調理器具、カセットテープ・ビデオテープ、スプレー缶、カイロ、ライター、はさみ、ホットカーペット、時計、炊飯器、ラジカセ、おもちゃ、オイルボット・食油缶、金属食器、一斗缶・ペンキ缶、ビデオ石器、チャイルドシート、遊具、ストーブ、扇風機、掃除機、照明器具	- 危険な物は、紙で包んで「危険」と書いてください。 - 指定袋以外は収集しません。 - 重さ10kg以内、長さ1m以内のもので袋に入らないものは、指定袋「大サイズ」1枚または、「小サイズ」2枚貼り付けてください。
		⑤ガラス類	食用油・ドレッシングのビン、瀬戸物、ガラス食器、鏡、花瓶、化粧ビン・薬のビン、植木鉢、電球、水槽	- 割れたガラスなどの危険な物には、紙に包んで「危険」と書いてください。 - 指定袋以外は収集しません。
		⑥有害ごみ	※燃やせるごみの収集場所に 出す。(週2回) 乾電池、体温計	※ガラス類の収集場所に出す。(月1回) 蛍光灯・蛍光灯 - ボタン電池は取扱いの電気店にお持ちください。 - 蛍光灯・蛍光灯は、危険ですので割らずに出してください。もし割れた場合は、紙に包んで「ガラス類」の袋に入れてください。 - 氏名を必ず書いてください。
直接搬入するごみ	⑦粗大ごみ	ガスレンジ、ベッド・マット・布団・毛布、ソファ、マッサージ機、家具類、ロッカー、三輪車、自転車、ベビーカー、家電製品、じゅうたん・ござ、スキー・スノーボード用品、カーテン		- 月曜日から金曜日まで(祝日を含む) 毎月第3日曜日 午前9時から午後3時まで - 多量の場合は事前に電話連絡をお願いします。
処理できないごみ	オートバイ、自動車部品・タイヤ・バッテリー、廃油、ペンキ、ブロック、ガレキ類、農業器具、ハウス関係(ビニール・マルチ・パイプ)、農業・劇薬、ガスボンベ、ボタン電池、瓦		消火器 (消火器は専門業者が回収します。)	ノートパソコン、デスクトップパソコン (パソコンは各メーカーが行う回収、リサイクルに出してください。)

- 家電4品目は「家電リサイクル法」の対象となり、家電小売業者に引き取りをお願いしてください。
 ○ 搬入の場合は、お近くの郵便局でリサイクル料金を支払い、受け取った「家電リサイクル券と特定家電」をいいしクリーンセンターへ持ち込んでください。
 いいしクリーンセンターで運搬手数料2,160円も必要になります。
 ■ リサイクル料金は、メーカー、大きさにより異なります。詳しくは、「家電リサイクル券センター」まで
 エアコン、ブラウン管・液晶式・プラズマ式テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機・衣類乾燥機

◆雲南市（大東町、加茂町、木次町、三刀屋町）の分別区分

雲南エネルギーセンター				
分類		ごみの種類		注意事項
収集場所に出せるごみ	①資源ごみ (古紙、古着)	新聞・折り込みチラシ、雑誌・本、紙バック、ダンボール	古着	・古紙類は必ずひもで結束して出してください。 ・古着は透明な袋に入れて出してください。 ・古着の金属、ボタン、ファスナー等は外さないでください。
	②もやせるごみ	ペットボトル・プラスチック容器(口に入る物の容器のみ)、生ごみ、天ぷら油、ぬいぐるみ、紙オムツ、ビニール容器・ビニール袋・カップラーメンの容器、お菓子袋・レトルト食品の袋、グローブ、線香・ろうそく、家庭用発泡スチロール、マッチ・花火、草・落ち葉、乾燥剤・保冷剤、洗剤・シャンプー等の詰め替え袋、資源ごみに出せない衣類等		・ボタン電池は入れないでください。 ・生ごみはよく水を切って出してください。 ・もやせるごみの中にクリップ等の金属類は絶対に入れないでください。 ・土、小石は絶対に入れないでください。
③持ち込みできるごみ (粗大ごみ)		布団・毛布類、畳・ゴザ、マットレス、バスマット・床マット、カーペット、ブルーシート ※10kgを超えるもの、1mを超えるもの	材木・剪定枝 (直径15cm以内、長さ1m以内)	・金属類はすべて取り外してください。 ・ダンボール箱にごみを入れて持ち込まないでください。 ・指定袋はありません。

リサイクルプラザ					
分類			ごみの種類		注意事項
収集場所に出せるごみ	資源ごみ	④飲料 食べ物の ビン・カン	カン類(飲み物(飲み薬含む)、食べ物が入っていた金属製の容器)、ビン類(飲み物(飲み薬含む)、食べ物が入っていたガラス製の容器)		・ かんはつぶさず、ビンと一緒にいれてください。 ・ 哺乳ビン、化粧ビン、強化ガラスは「ガラス類」へ。
		⑤陶器 ガラス類	陶器、植木鉢、ねん土、貝殻、ガラス製哺乳ビン、ガラス製化粧容器、鏡、コップ・ガラス製品、カイロ		・ 割れたガラスなどの危険なものは、新聞紙等に軽く包んで出してください。 ・ 指定袋に入らないものは持込みください。
		⑥くつ類 プラスチック類	シャンプー・リンス容器、台所用・洗たく用洗剤容器、ブラッシュチック製化粧容器、ボールペン、ライター、ボール、靴等(履物すべて)、ゴム製品、ラップフィルム、葉空き袋、プラスチックの蓋、歯ブラシ、カセットテープ・ビデオテープ、プラスチック製のおもちゃ・キーホルダー等、ビニールホース、カバン、絶縁テープ、プラスチック製すだれ、網戸の網		・ プラスチック製の容器は必ず中身がない事を確認してください。商品に表示してあるプラマークは事務組合の分別と異なります。
		⑦金属類 (小型家電)	ジャー、掃除機、小型ストーブ、電気毛布、オイル缶、かなづち・のこぎり、草刈機の刃、はさみ類、刃物類、時計、ビデオデッキ、扇風機、ポット、なべ・やかん、電気高度、アルミカップ・アルミ鍋、ビール等の金の蓋、傘、アルミホイール、カセットボンベ・スプレー缶		・ 危険なものは、新聞紙等にかかる包んでください。 ・ 小型家電は、家庭用電気製品や乾電池を入れて使う日用品が該当します。 ・ 重さ10kg以内、長さ1m以内のもので袋に入らないものは、指定袋(大サイズ)1枚貼り付けてください。
		⑧灰類	炭、たどん、しちりん、練炭		・ 家庭から出るものに限ります。
	⑨有害ごみ	水銀体温計 乾電池 蛍光灯	乾電池 ボタン電池	水銀体温計	蛍光灯 蛍光灯 電球
③持ち込みできるごみ (粗大ごみ)		自転車、原付自転車、レンジ、ガスコンロ、電気カーペット、磁気マット、家具類、建具、ブロック・ガレキ類、瓦 ※10kgを超えるもの、1mを超えるもの			・ スプリングマット・座イスなどは布をはずして持込みをしてください。 ・ 便器は洗って持込みをしてください。 ・ 家具類・建具は壊さずに持込みをしてください。
⑩特定家庭用機器		エアコン、ブラウン管・液晶式・プラズマ式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫(冷凍庫)			・ 分解をすると違法行為となります。 ・ リサイクル料金は品目とメーカーでそれぞれ異なります。

両施設共通	持込時間	●月～金曜日(祝日の持込はできません) 午前9:00～11:30と午後1:30～4:00です。 ●休日持込み時間・・・毎月、第3日曜日の午前9:00～11:30	・集積場所に出せるごみも持込みできます。 ・持込みされるときも、きちんと分別してください。
	持込手数料	●一般家庭からの廃棄物 10kgあたり40円(消費税別途) ●事業所からの廃棄物 10kgあたり80円(消費税別途)	
処理できないごみ	業務用のボンド・シンナー・塗料の容器、ガソリン・廃油、自動車部品、タイヤ、バッテリー、農機具類、消火器、発煙筒ガスボンベ、医療系廃棄物、農業関係(ビニール・マルチ・パイプ)・農薬・劇薬類(農場廃棄物は、JAIにお問い合わせください) ※工作物の新築・改築又は除去に伴って生じた廃材、便槽、断熱材、フェルト、瓦、コンクリートブロック、レンガ、プラスチック類、建具、スレート、フローリング材、浴槽、タイル等		・パソコンについて パソコンは各メーカーが行う回収、リサイクルへ出してください。各メーカー、またはパソコン3R推進センターのホームページで確認してください。

(2) 奥出雲町

8 種分別に、処理しないごみを加えて 9 区分としている。

古紙類や古着については分別収集を行っていないが、集団回収が行われている。

◆奥出雲町の分別区分

分別種類		具体的な品目	
①燃やせるごみ		台所ごみ(生ごみ、調理くず、残飯など)、貝殻、紙くず、紙おむつ、ゴムホース、ぬいぐるみ、木くず、植木の枝(太さ1cm、長さ40cm程度)、ラップ類、履物、革製品など	
資源ごみ	②空き缶	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶	 が目印
	③空きびん・ガラス類	透明びん、茶色びん、その他のびん、白熱電球、その他のガラス類(グラス・コップ類、窓ガラス、耐熱ガラス、化粧水のびん)	
	④ペットボトル	炭酸飲料・果実飲料・お茶・ミネラルウォーター・スポーツドリンクなどの容器、しょう油の容器、日本酒・焼酎・みりんの容器	 が目印
	⑤プラスチック類	プラスチック製容器包装類(プラマークが付いているもの)、洗剤・シャンプー容器、カップめん容器など 発泡スチロール、たまご等のパック、ペットボトルのふた、ポリバケツ、プランター、スポンジ、ボールペンのボディなど	 が目印
⑥不燃ごみ (金属・陶器・小型電気器具類)		小型電気類、小型体重計、ドライヤー、なべ類、やかん、金属製花瓶、包丁、金属製キャップ、トタンくず、ハンガー、かさ、おもちゃ、ビデオテープ(テープは除く)、ヘルメット、ビニールホース、陶器類など	
⑦有害ごみ		乾電池(水銀電池)・水銀電池・ボタン電池・マンガン電池・水銀温度計・水銀体温計	
⑧持ち込みするごみ (粗大ごみ)		破砕処理・資源化・埋立物(ストーブ、三輪車・自転車、いす、ステレオ・電子レンジ・一斗缶・コタツ・スキー板・ガラスコンロ・湯沸器・下駄箱・タンス・流し台・小型スチール製品・金たらい・ゴルフクラブ・米びつ・クーラーバック、ワープロ、掃除機ほか)	
[条件付受付]		<u>破砕処理物</u> (木材[1m程度]、ベニヤ板[1m×60cm程度]、トタン[1m×60cm程度]、ボード、物干し竿、パイプ、雨どいほか)、 <u>資源化又は直接埋立物</u> (鋼鉄・鋳鉄製品[鋏・ナタ・金鋤・スパナ等工具類・ハンマー・剣山・アイロン等]・金属塊・粒状の製品[屑]他)、 <u>直接埋立物</u> (石材[5cm程度]・畳・瓦[1/4程度]・ジュウタン・覆土・シート保護利用材・焼却灰)	
⑨処理しないごみ		テレビ、冷蔵(凍)庫、洗濯機、エアコン、パソコン、消火器、ガスボンベ、塗料缶、薬品ビン、ペンキ油脂類、バッテリー、農機具、農薬容器、農業用ビニル、ワイヤーロープ、オートバイ、タイヤ、ドラム缶、温水器、自動車部品、太陽ソーラーほか	

(添付資料 4) 現有処理施設の概要

施設別	施設名	所在地	処理対象	対象地域	施設規模	処理方式	供用開始
可燃ごみ処理施設	雲南エネルギーセンター	雲南市加茂町三代1331-1	燃やせるごみ	雲南市 (大東町、加茂町、木次町、三刀屋町)	30 t / 8 h	ごみ固形燃料化 (RDF) 方式	H11
	仁多可燃物処理センター	仁多郡奥出雲町三成1392	燃やせるごみ	奥出雲町	20 t / 日	機械化バッチ焼却式	S56
資源化施設	雲南市・飯南町事務組合リサイクルプラザ	雲南市木次町里方1369-39	不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ	雲南市 (大東町、加茂町、木次町、三刀屋町)	12.5 t / 5 h	破碎・選別・圧縮	H17
	いしいクリーンセンターリサイクルセンター	飯石郡飯南町都加賀698-1	不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ	雲南市 (吉田町、掛合町) 飯南町	2.4 t / 5 h	破碎・選別・圧縮	H15
	仁多クリーンセンター	仁多郡奥出雲町横田1539-4	不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ	奥出雲町	7 t / 日	破碎・選別・圧縮	H11
	加茂廃棄物処理場	雲南市加茂町神原530-1	不燃ごみ処理残渣	雲南市 (大東町、加茂町、木次町、三刀屋町)	10,000 m ³	管理型	H2
最終処分場	リサイクルプラザの最終処分場	雲南市木次町里方1369-39	不燃ごみ処理残渣 焼却残渣	雲南市 (大東町、加茂町、木次町、三刀屋町)	28,500 m ³	管理型	H15
	いしいクリーンセンター最終処分場	飯石郡飯南町都加賀698-1	不燃ごみ処理残渣	奥出雲町	2,800 m ³	管理型	H15
	仁多クリーンセンター最終処分場	仁多郡奥出雲町横田1539-4	不燃ごみ処理残渣 焼却残渣	奥出雲町	61,800 m ³	管理型	H11
	いしいクリーンセンター可燃物中継施設	飯石郡飯南町都加賀698-1	燃やせるごみ	雲南市 (吉田町、掛合町) 飯南町	15 t / 5 h	圧縮梱包	H15

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1 （令和 2 年度）

1 地域 の概要

(1) 地域名	雲南地域		(2) 地域内人口	56,122 人	(3) 地域面積	1164.07 km ²
(4) 構成市町村等名	雲南市、飯南町、奥出雲町		離島	奄美	半島	その他
(5) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	(人口) (面積) (山域) (過疎)		沖縄	奄美	半島	その他
①組合を構成する市町村： 雲南市・飯南町事務組合： 雲南市、飯南町						
③設立されていない場合、今後の見通し：	②設立（予定）年月日： 雲南市・飯南町事務組合： 平成17年1月1日					

2 減量化、再生利用の現状と目標

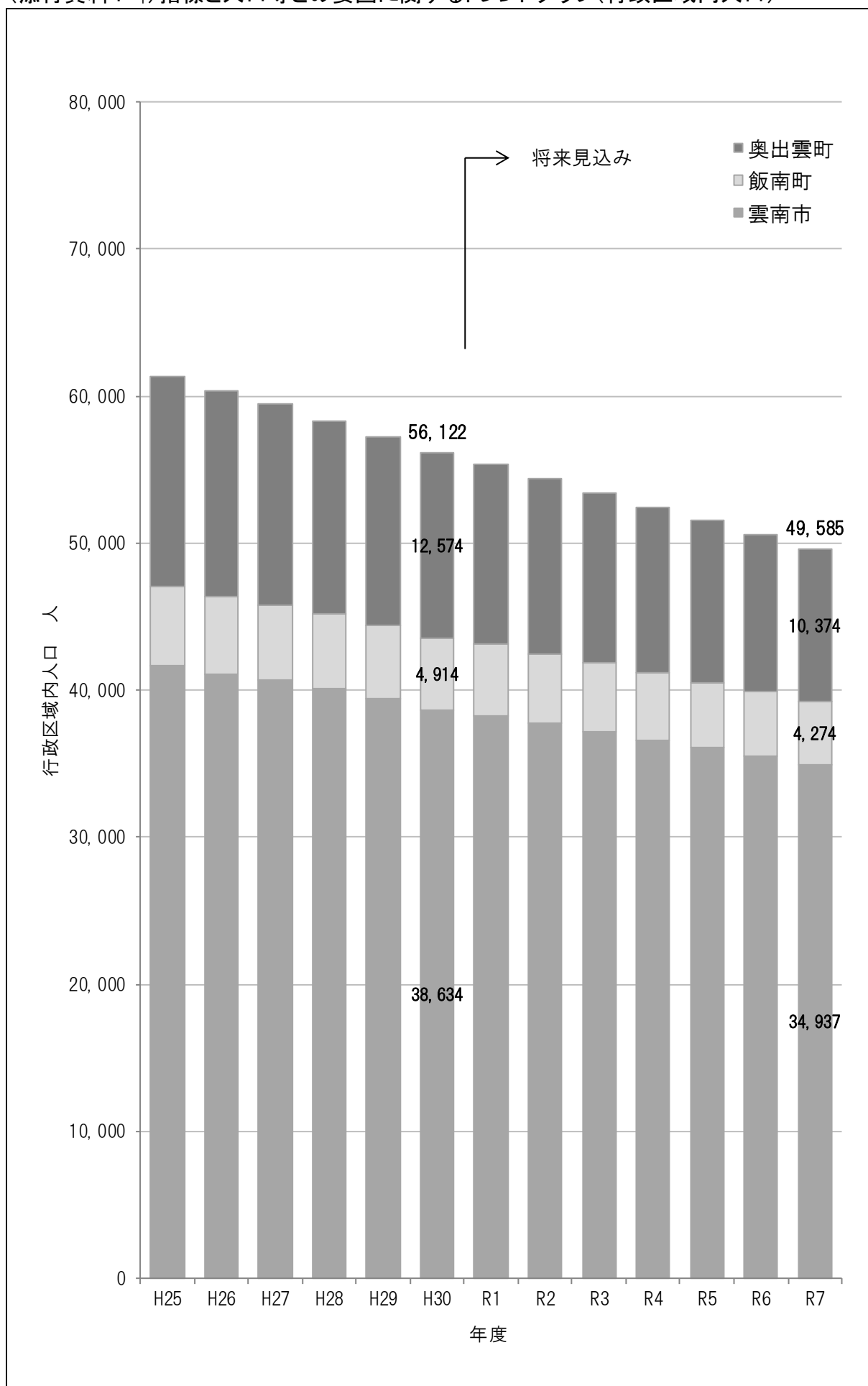
指標・単位	年度	過去の状況・現状					目 標
		平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	令和7年度 (見込み)
排出量	事業系	2,601	2,610	2,669	2,749	2,707	2,793
	1 事業所当たりの排出量 (ト/事業所)	0.49	0.47	0.48	0.50	0.49	0.50
	総排出量 (トン)	12,585	12,936	13,048	12,545	12,655	12,347
生活系	1 人当たりの排出量 (kg/人)	125	136	140	136	140	136
	事業系生活系排出量合計 (トン)	15,186	15,546	15,716	15,294	15,362	15,140
再生利用量	直接資源化量 (トン)	757 (5.0%)	98 (0.6%)	76 (0.5%)	49 (0.3%)	47 (0.3%)	33 (0.2%)
	総資源化量 (トン)	6,377 (41.0%)	6,297 (39.5%)	6,281 (39.1%)	6,104 (39.3%)	6,126 (39.3%)	6,251 (40.7%)
	熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	-
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	7,054 (46.5%)	7,489 (48.2%)	7,511 (47.8%)	7,377 (48.2%)	7,360 (47.9%)	7,405 (48.9%)
	埋立最終処分量 (トン)	2,134 (14.1%)	2,158 (13.9%)	2,253 (14.3%)	2,066 (13.5%)	2,115 (13.8%)	1,688 (11.1%)

※（ ）は排出量に対する割合。ただし、再生利用量のうち総資源化量の率については、分母の排出量に集団回収量を含む。

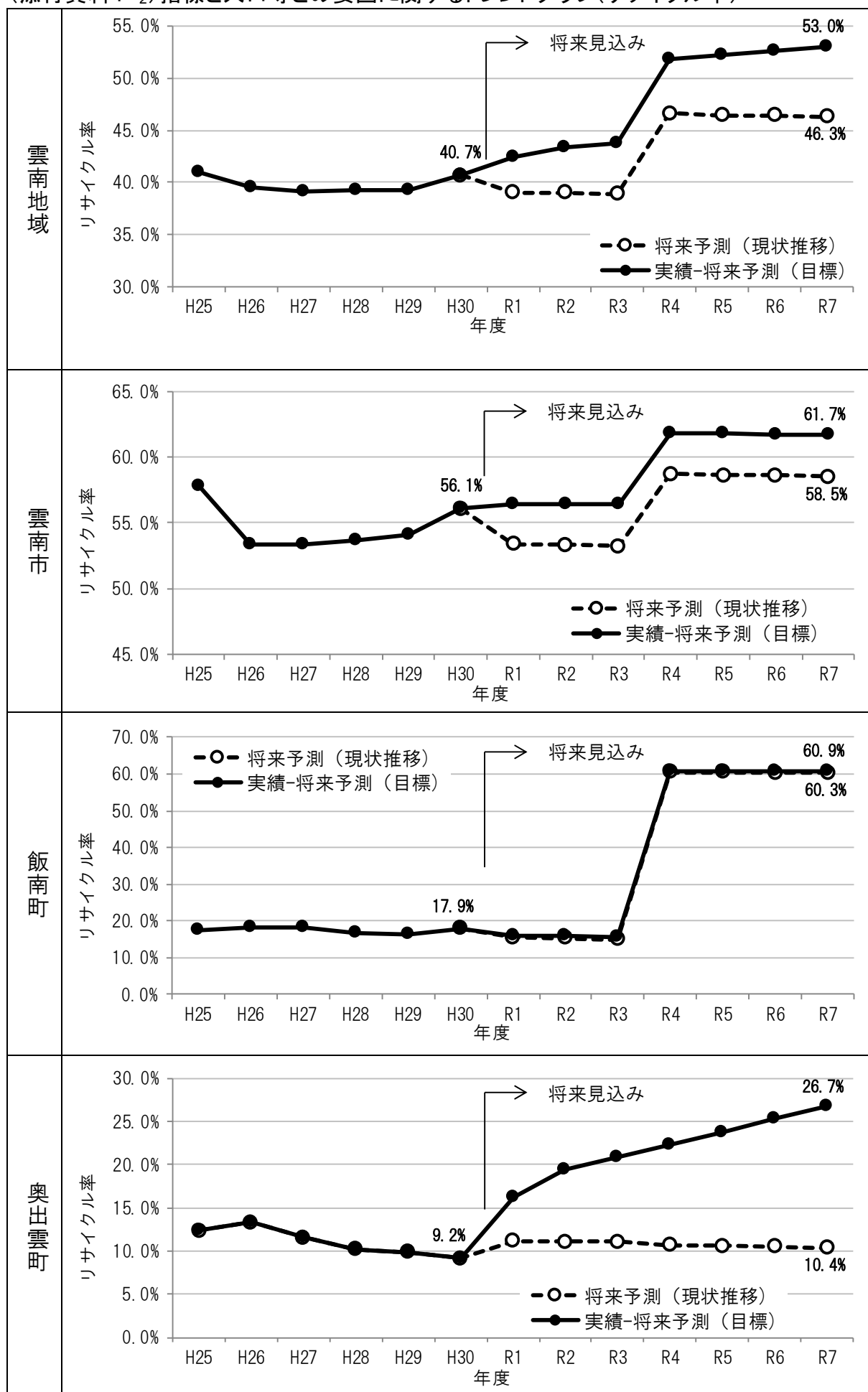
3 現有施設 の状況と更新、廃止、新設の予定

施 設 種 別	実施主体	現有施設の 内容			更新、廃止、新設の 内容					備 考
		型式及び 処理方式	補助の 有無	処理能力 (単位)	供用開 始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃 止理由	型式及び 処理方式	施設竣工 予定年月	
可燃ごみ処 理施設	雲南エネルギーセンター	雲南市・飯南 町事務組合	無	30 t / 8 h	H11. 4				継続使用	
	仁多可燃物処理センター	奥出雲町	無	20 t / 日	S56. 9				継続使用	
資源化施設	雲南市・飯南町事務組合 リサイクルプラザ	雲南市・飯南 町事務組合	無	12. 5 t / 5 h	H17. 4				継続使用	
	いいしクリーンセンター	破砕・選別・ 圧縮	無	2. 4 t / 5 h	H15. 11	R3	基幹的設備改良工事 (排水処理設備)		継続使用	単独事業
最終処分場	仁多クリーンセンター	奥出雲町	無	7 t / 日	H11. 4				継続使用	
	加茂不燃物処理場 リサイクルプラザの最終処分場	雲南市・ 飯南町事 務組合	無	10,000 m ³ 28,500 m ³	H2. 11 H15. 4				継続使用 継続使用	
中継施設	いいしクリーンセンター最終処分場	奥出雲町	無	2,800 m ³	H15. 11				継続使用	
	仁多クリーンセンター最終処分場	奥出雲町	無	61,800 m ³	H11. 4				継続使用	
	いいしクリーンセンター	雲南市・飯南 町事務組合	無	15 t / 5 h	H15. 11	R3	基幹的設備改良工事 (積替・保管)		継続使用	単独事業

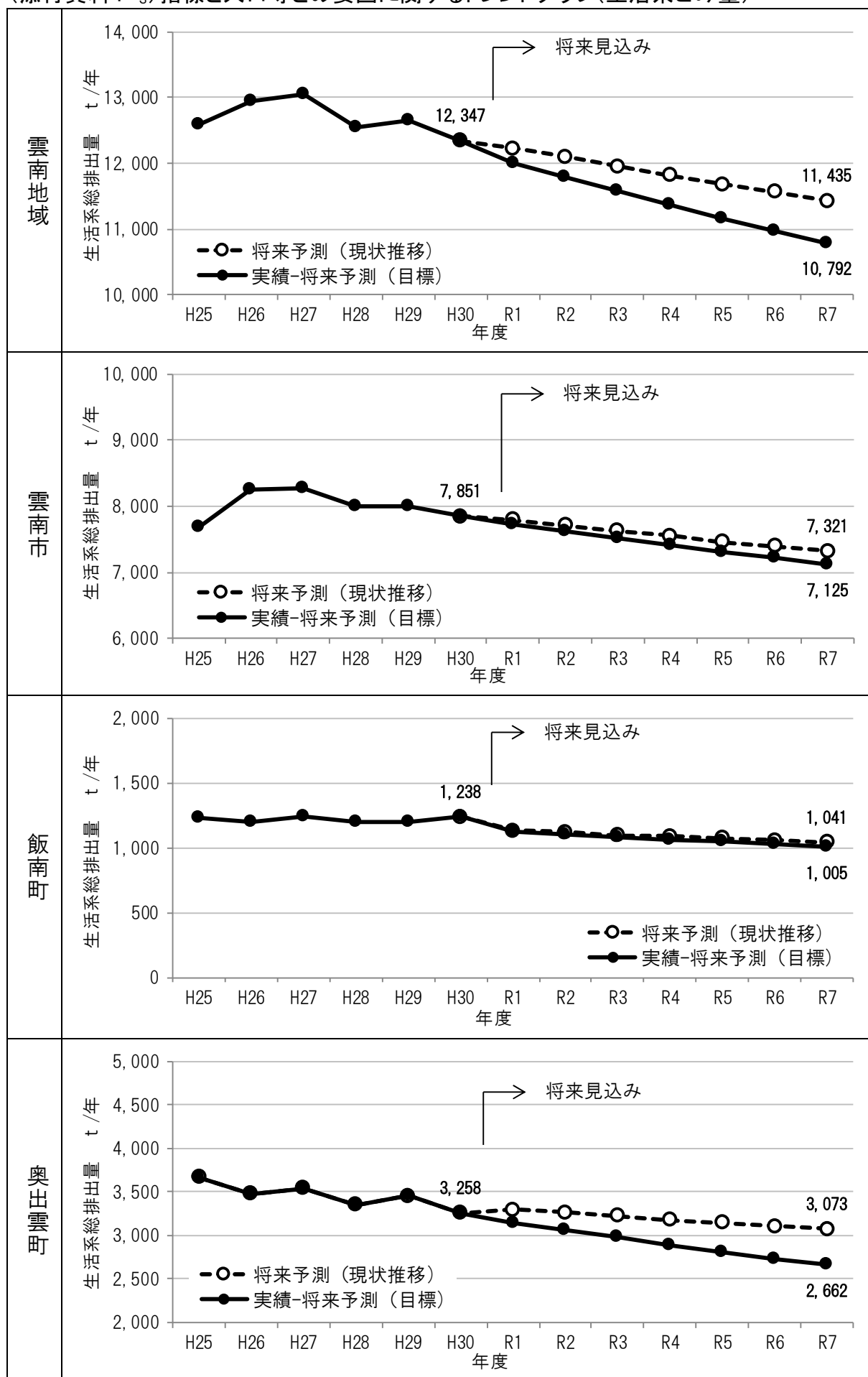
(添付資料1-1)指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(行政区域内人口)



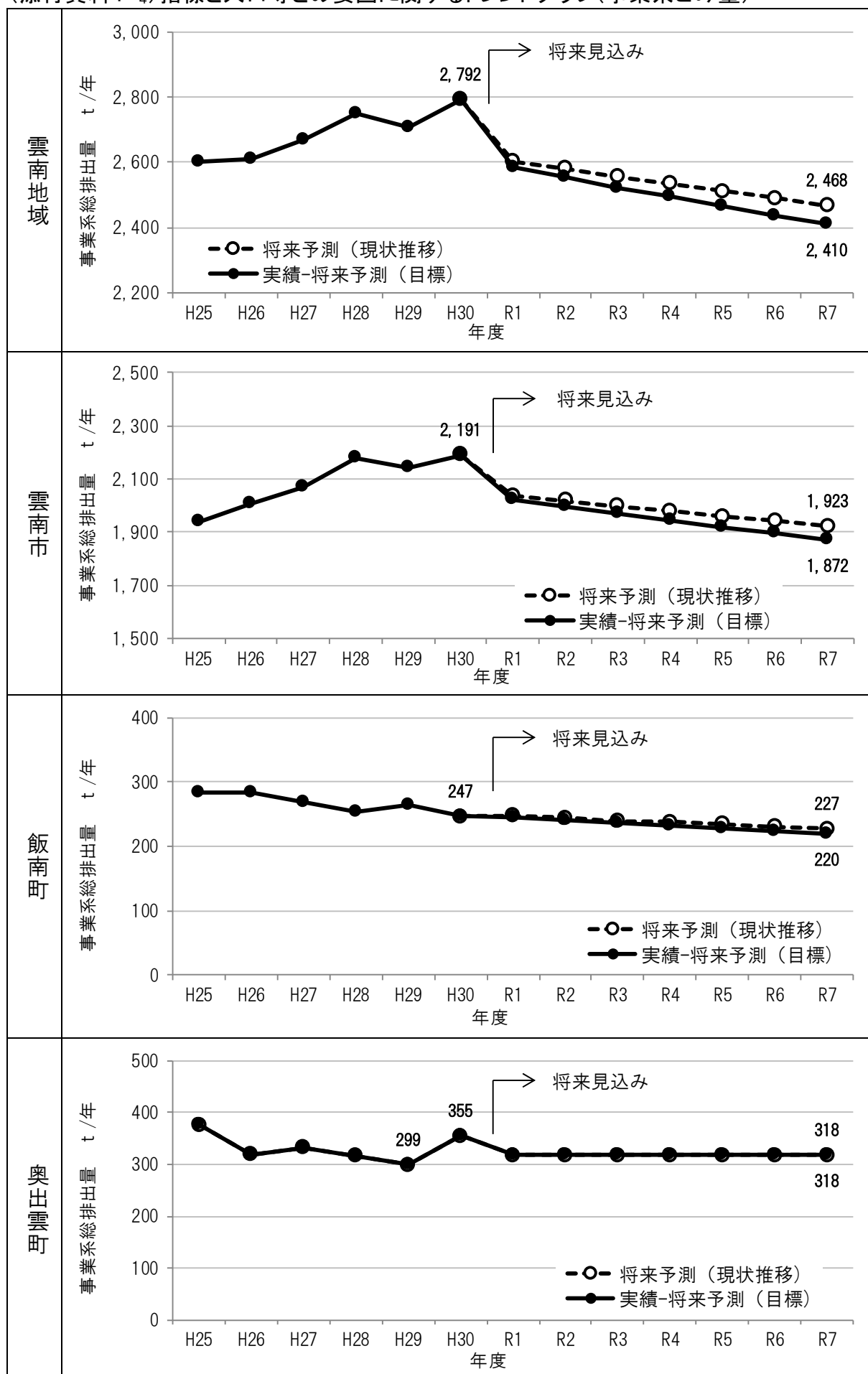
(添付資料1-2)指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(リサイクル率)



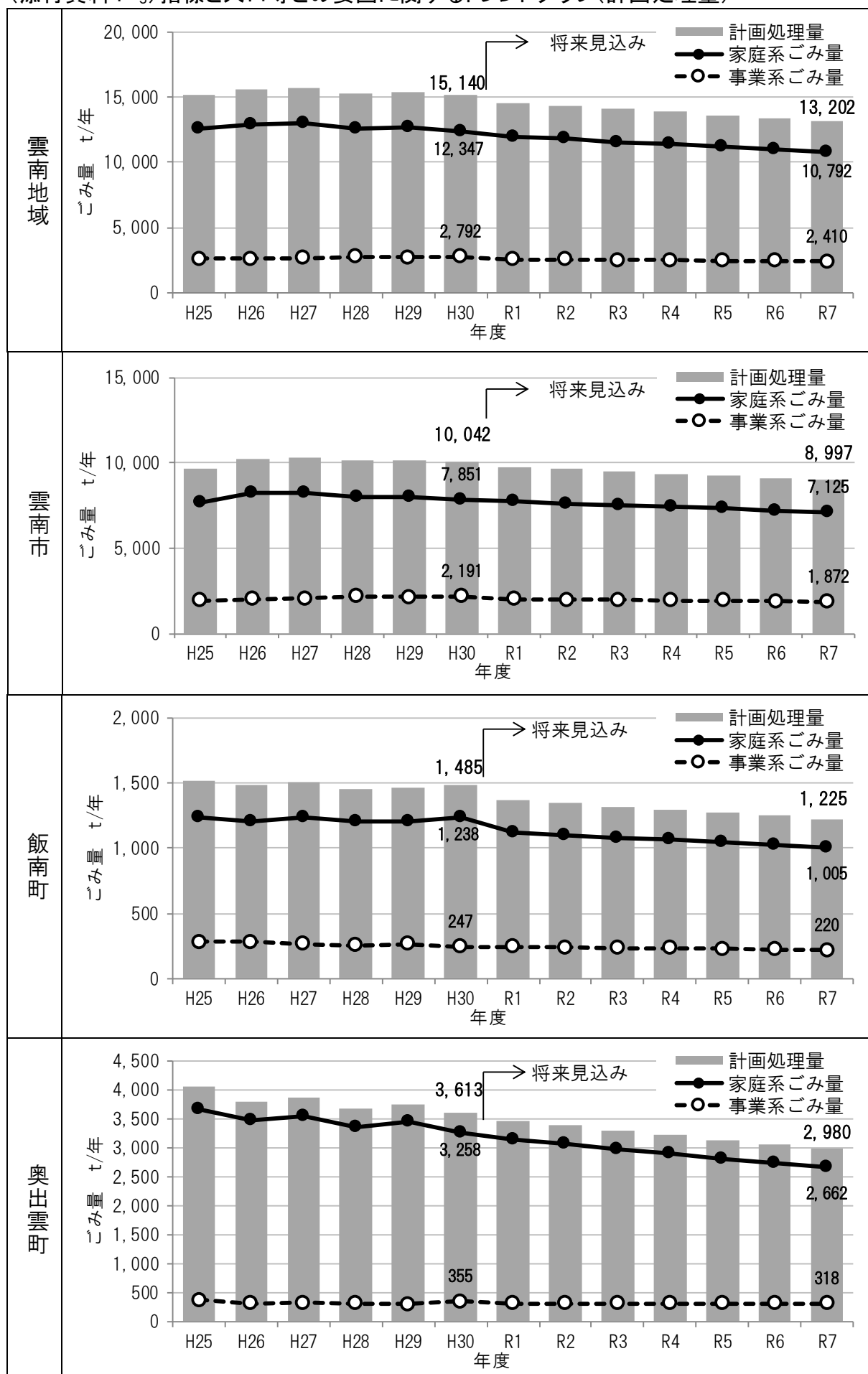
(添付資料1-3)指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(生活系ごみ量)



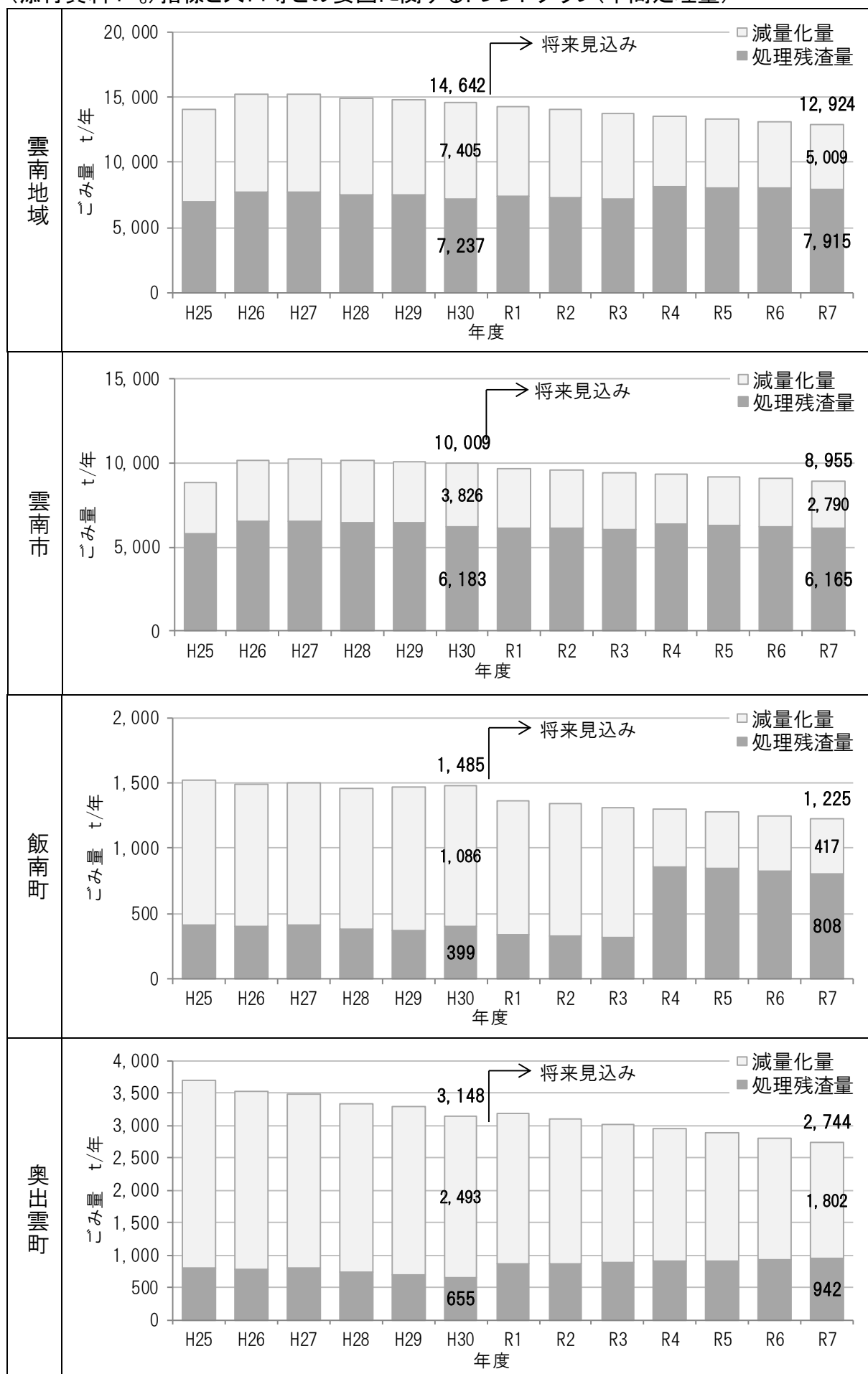
(添付資料1-4)指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(事業系ごみ量)



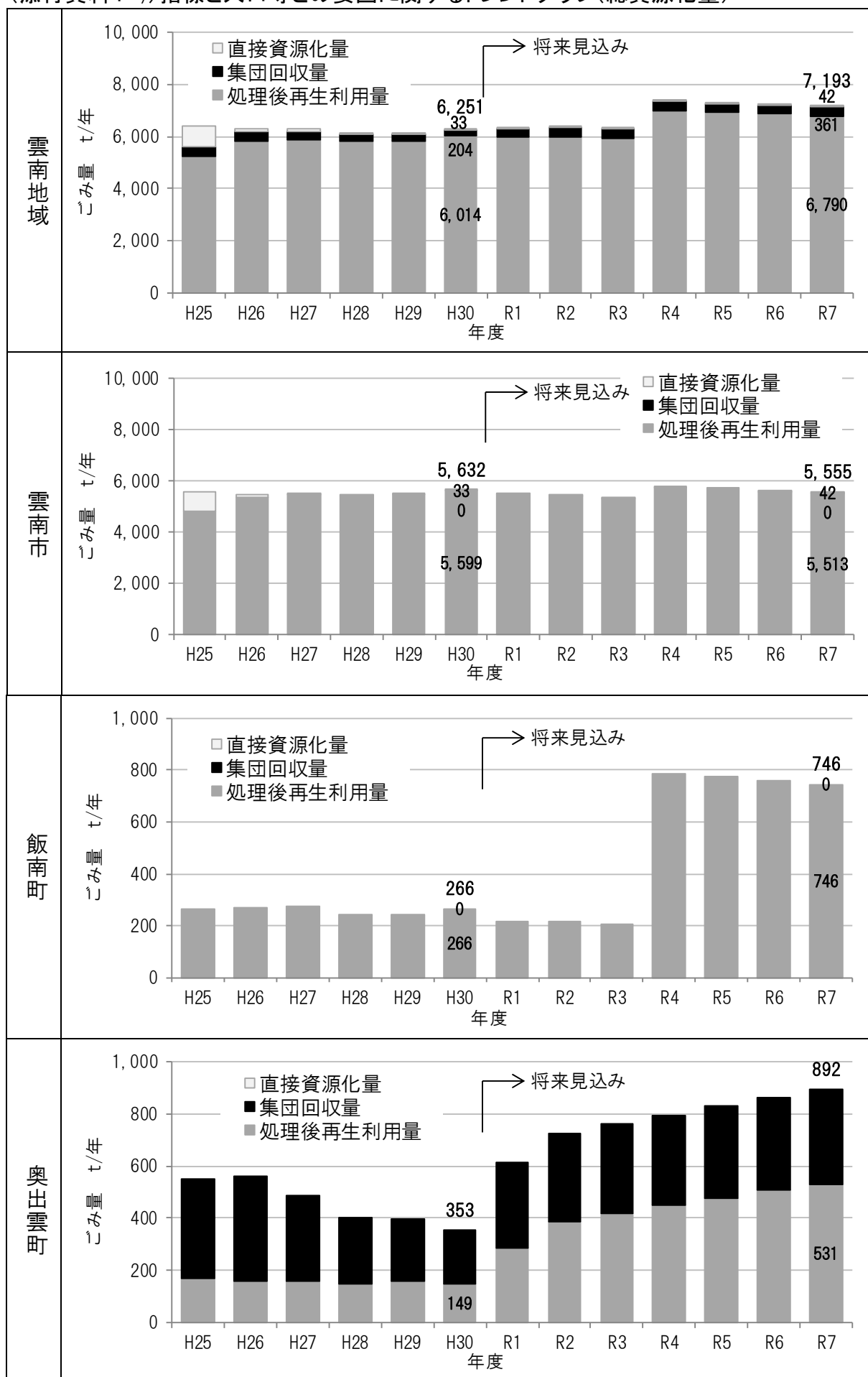
(添付資料1-5)指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(計画処理量)



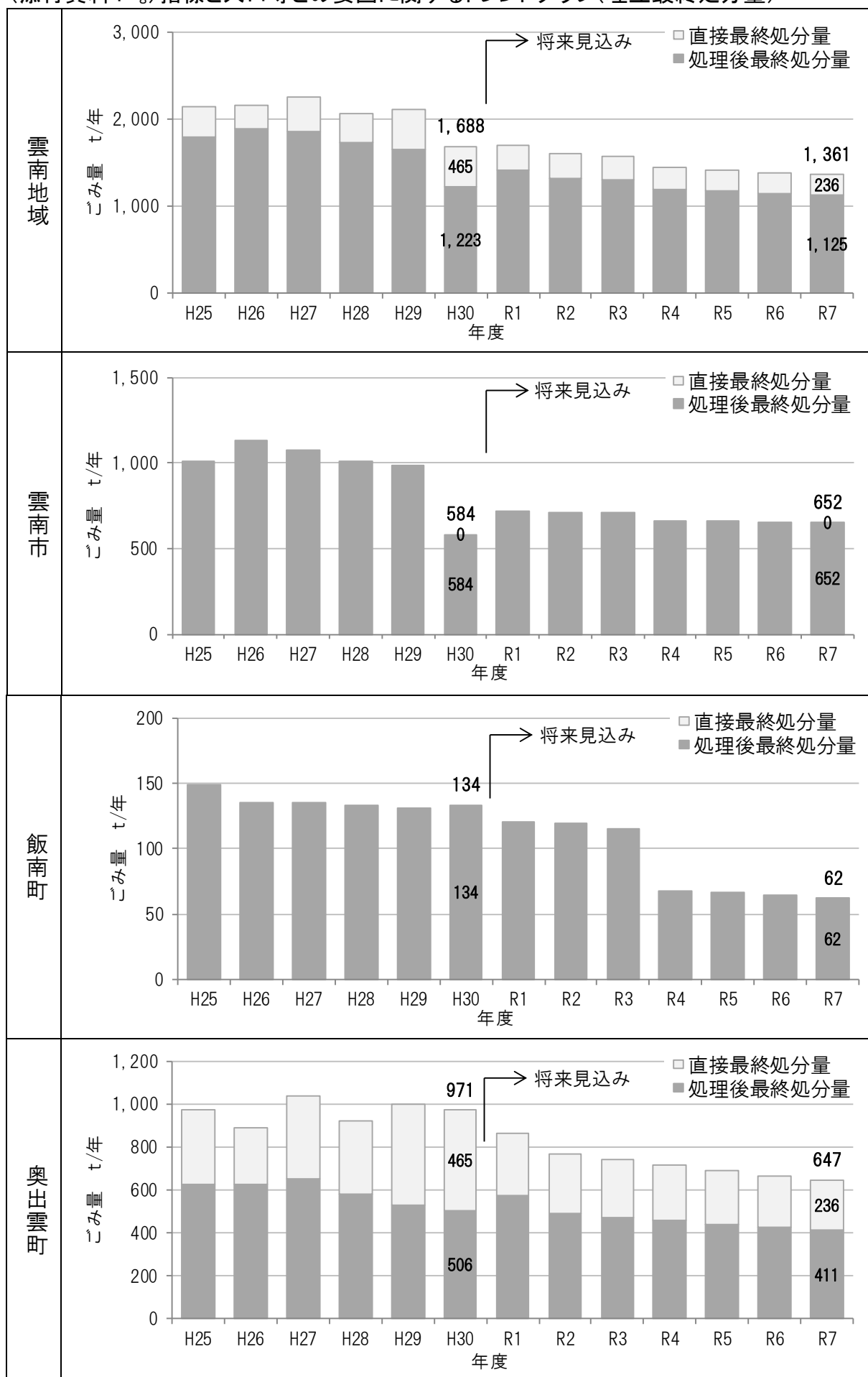
(添付資料1-6)指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(中間処理量)



(添付資料1-7)指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(総資源化量)



(添付資料1-8)指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(埋立最終処分量)



(添付資料2) 地域内の施設の現況と予定(位置図)



循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2（令和 2 年度）

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間		総事業費（千円）						交付対象事業費（千円）					備考
				開始	終了	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
○施設整備に関する計画支援事業				R2	R4	75,829	28,293	27,803	19,733		12,864	6,375	6,489				
広域化・集約化に係る調査、計画策定支援事業	31	雲南市・ 飯南町 事務組合				75,829	28,293	27,803	19,733		12,864	6,375	6,489				
合 計						75,829	28,293	27,803	19,733		12,864	6,375	6,489				

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものをあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の否	事業計画					備考
					開始	終了		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	ごみの有料化	一般廃棄物処理の有料化により、発生抑制に資する。	雲南市 飯南町 奥出雲町	R2	R6							
								有料化継続					
	12	環境教育	環境省、島根県が提供する教材、プログラムの活用を推進。 施設見学を受け入れ、排出抑制・分別徹底の啓発。	雲南市 飯南町 奥出雲町	R2	R6							
								事業継続					
		出前講座の活用を推進。	雲南市 飯南町	R2	R6								
								事業継続					
		学校などで環境学習の時間を取り入れ、幼少期から環境に対する意識啓発を図る。	奥出雲町	R2	R6								
								事業継続					
	13	普及啓発	ケーブルテレビやホームページ、パンフレット等、様々な媒体を活用した啓発活動。 フリーマーケットや環境啓発イベントを開催しようとする住民・団体を支援。	雲南市 飯南町 奥出雲町	R2	R6							
								事業継続					
	14	助成制度	ふるさとづくり交付金制度の普及啓発。	奥出雲町	R2	R6							
								普及啓発					
	15	マイバック運動・レジ袋対策	住民に対し、マイバックの利用を呼びかけ、レジ袋の有料化を実施していない小売店等に対し、レジ袋有料化への協力を要請。	雲南市 飯南町 奥出雲町	R2	R6							
								普及啓発、協力要請					
	16	ごみ分別の推進	分別不徹底のごみは収集せず、排出者へ再分別を依頼。	雲南市 飯南町	R2	R6							
								事業継続					
		分別徹底の必要性について町民・事業者へ周知し協力を得るため、説明会を開催。	奥出雲町	R2	R6								
								事業継続					
処理体制の構築、変更に関するもの	21	生活系一般廃棄物対策	今後も現状の分別収集を継続するが、収集・処理の効率化のため、更なる検討を行う。	雲南市 飯南町 奥出雲町	R2	R6							
	22	事業系一般廃棄物対策	今後とも家庭ごみの分別区分に準じ、処分を行う。収集・運搬については、事業者自らあるいは収集運搬許可業者によるものとする。	雲南市 飯南町 奥出雲町	R2	R6							
処理施設に関するもの	1	いいしクリーンセンター整備	基幹的設備改良工事（排水処理設備）（積替・保管）	雲南市 飯南町	R3	R3							単独事業
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	可燃ごみ広域処理施設に関する計画支援	広域化・集約化に係る調査、計画策定。	雲南市 飯南町	R2	R4	○						
その他	41	不法投棄対策	不法投棄防止のための啓発、パトロールの実施。	雲南市 飯南町 奥出雲町	R2	R6							
								パトロールの強化					
	42	在宅医療廃棄物対策	医師会や医療機関との連携による適正処理の推進。	雲南市 飯南町 奥出雲町	R2	R6							
								事業継続					
	43	水銀使用製品対策	回収ボックスの設置を検討する等、回収品の排出を促進し、可燃ごみへの混入を防止する。	雲南市 飯南町 奥出雲町	R2	R6							
								事業継続					
	44	災害廃棄物対策	災害発生時には、各市町の地域防災計画に従って一般廃棄物の処理を行う。 関係機関との連携した処理体制を構築する。	雲南市 飯南町 奥出雲町	R2	R6							
								事業継続					

計 画 支 援 概 要

島根県

(1) 事業主体名	雲南市・飯南町事務組合
(2) 事業目的	雲南地域内の可燃ごみ処理施設の集約化に係る広域処理に関する調査・計画
(3) 事業名称	可燃ごみ広域処理検討業務
(4) 事業期間	令和2年度 ～ 令和4年度
(5) 事業概要	可燃ごみ広域処理に関する調査・検討並びに構想策定
(6) 事業計画額	75,829 千円